

令和3年度
介護福祉士修学資金貸付事業
修学生募集要項

この貸付制度は、介護福祉士の資格取得をめざす学生の修学を支援し、質の高い介護福祉士の養成と確保を図る目的で、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が、「介護福祉士修学資金貸付要綱」に基づき、養成施設に在学する学生に修学資金を貸付する制度です。

◆貸付対象者◆

貸付対象の者は、養成施設卒業（資格取得）後、奈良県内の社会福祉施設等で、介護福祉士として引き続き5年以上介護の業務に従事しようとする意思を有し、下記のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①奈良県内の介護福祉士の養成施設に在学していること。
- ②奈良県内に住民登録していること。

◆募集人員◆

原則今年度新入学の学生：70名程度

◆貸付額等◆

- ①月 額 ： 50,000円以内
- ②入学準備金：200,000円以内（初回のみ）
- ③就職準備金：200,000円以内（最終回のみ）
- ④国家試験受験対策費用：40,000円以内（一年度当たり）

※また、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者や、前年度または当該年度（前年度に課税世帯であっても、当該年度に世帯の経済状況が生活保護受給世帯に準ずる経済状況になった場合も含む）において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者は、生活費加算を受けることができます。加算額は、生活保護制度における生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額ですが、申請時の年齢と居住地によって異なります。

※高等教育の修学支援新制度との併用について

授業料等減免の支援対象となる方については、修学資金（月額50,000円以内）、入学金については、減免後も自己負担が生じる場合に限り貸し付けを受けることができます。

◆貸付期間及び貸付方法◆

- ①貸付対象期間は、養成施設の正規の修学期間内です。
- ②資金は、6月と10月の2回に分割して貸し付けすることとします。
- ③貸付金は、「無利子」です。

◆申請方法◆

- ①資金の貸付を希望する学生は、
 - ア 所定の申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、
 - イ 指定課題の作文を作成し、
 - ウ 住民票を添付して、在学する養成施設に提出してください。（外国籍の方は、在留資格を確認する必要がありますので、在留資格の記載のあるものを提出して下さい。）
 - エ 生活費の加算を希望する人は、上記のほかに以下のいずれかの書類を提出してください。（生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできません。）
 - ・養成施設入学前に生活保護を受けていた（入学後に生活保護が廃止された場合）→生活保護が廃止されたことを証明する福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書の写し
 - ・前年度または当該年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯（市町村民税非課税世帯、市町村民税減免世帯、国民年金掛金減免世帯、国民健康保険料減免または猶予の世帯等）の場合→非課税証明書や国保等減免証明書等
- ②養成施設は、学生との面接を行い、推薦書（第2号様式）等所定の書類を作成して、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出してください。
- ③募集期間は、令和3年4月19日（月）から5月14日（金）までとしますが、なお、新型コロナウイルス感染症の影響により延長する可能性があります。期日までに在学する養成施設を通じて、本会に到着するように準備してください。
- ④貸付の決定は、本会において審査を行い、在学する養成施設を通じて通知します。

◆連帯保証人について◆

貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要です。なお、未成年者が修学資金を申し込む場合は、法定代理人（親権者）を連帯保証人にしてください。

連帯保証人は日本国籍を有する者、特別永住者、永住者の在留資格を持つ外国籍の方に限ります。

留学生については、個人に連帯保証人をお願いすることができない場合、法人に連帯保証人となってもらうことができます。所定の期日までに事前に要件を満たす法人であるか、事前に申請していただいている法人に限ります。

◆貸付決定後の手続き◆

①貸付決定を受けた方は、すみやか（通知を受けた日から20日以内）に誓約書（第4号様式）、借用書等必要書類を、在学する養成施設を通して本会まで提出してください。

※ 決定後に提出いただく書類等の詳細は個別に案内します。

②本会は、誓約書、借用書等貸付に必要な書類を確認した後、学生個人の口座に資金を送金します。

なお、第2回目以降の資金交付に際しては、在学していることの証明書等を提出することが必要です。

◆貸付決定後の留意点◆

貸付けを受けた方（以下「修学生」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸付契約を休止又は解除します。

ア 休学したとき。

イ 停学の処分を受けたとき。

ウ 養成学校等を退学したとき。

エ 疾病等のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

オ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

カ 修学資金の貸付を辞退したとき。

キ 修学生が死亡したとき

ク その他この資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

◆貸付金の返還◆

この修学資金は、介護福祉士の専門資格を有する質の高い人材の確保を図り、奈良県内の福祉サービスの質の向上を目的としていますので、本会が定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、修学生が責任を持って返還しなければなりません。また、修学生本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人にその債務を負担いただきます。

返還の事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、最長5年以内に本会が指定する方法により返還しなければなりません。

なお、正当な理由なく返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて「年率3%」の延滞利息を支払わなければなりません。

◆返還免除◆

修学生が養成施設を卒業後、原則1年以内に対象資格を取得したうえで、奈良県内において5年以上、介護の業務に従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

◆届出事項◆

修学生は、申請時の状況に変更があったときなどは、原則として養成施設等を通じて、本会に届け出ることが必要です。

①在学中の届出事項

- ア 氏名又は住所（連絡先、電話番号等）を変更したとき。
 - イ 疾病等により修学の見込みがなくなったとき。
 - ウ 休学・復学、又は退学したとき。
 - エ 停学その他の処分を受けたとき。
 - オ 卒業したとき。
 - カ 連帯保証人の氏名、住所その他事項に変更があったとき。
 - キ 修学資金の貸付を辞退するとき。
 - ク 他種の養成施設等に入学したとき。 など
- また、卒業後は、直接本会に届け出ることが必要です。

②貸付期間以降の届出事項

- ア 奈良県内の社会福祉施設等で介護の業務に従事したとき。
- イ 介護福祉士として国家資格を登録したとき。
- ウ 引き続き介護の業務に従事しているとき。
- エ 介護の業務従事先を変更したとき。
- オ 介護の業務に従事しなくなったとき。 など

※ 異動に関する届出書類や提出方法等詳細は、個別にお問い合わせ下さい。

◇貸付に関するお問い合わせ◇

この修学資金貸付に関することでご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

＝問い合わせ先＝

- ①在学している養成施設の介護福祉士修学資金貸付担当部署
- ②社会福祉法人 奈良県会福祉協議会（生活支援課）
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11
TEL：0744-29-0100
FAX：0744-29-0101

（作成：令和3年4月）